

2022年2月22日

株式会社ギックス

代表取締役 CEO 網野 知博

問合せ先:

管理本部 03-3452-1221

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、限りある経営資源を有効に活用し、高い成長を実現することで企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定のための仕組みを構築することを基本方針とし、かつ、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を踏まえた以下のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針です。

- (i) 株主の権利・平等性の確保
- (ii) 従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (iii) 適切な情報開示と透明性の確保
- (iv) 独立役員の監督・監査機能の発揮と取締役会の実効性の確保
- (v) 株主との対話とそのための環境整備

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
網野 知博	2,033,400	39.2
田中 耕比古	933,300	18.0
花谷 慎太郎	933,300	18.0
FinTech ビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	571,000	11.0
株式会社 JR 西日本イノベーションズ	311,200	6.0
日本ユニシス株式会社	261,200	5.0

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

鴨居 達哉	100,000	1.9
三菱 UFJ キャピタル 7 号投資事業有限責任組合	50,000	1.0

支配株主（親会社を除く）名	該当なし
---------------	------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	該当なし

補足説明

該当なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	該当なし

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当なし

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当なし

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村誠一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村誠一	○	—	経営コンサルタントとして幅広い業界と豊富な知

			識を有するとともに、事業会社における企業経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社経営に対して客観的・中立的立場で有益な助言や指導をいただけるものと判断し社外取締役に選任しております。また、同氏は当社及び当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

補足説明

該当なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、効率的かつ実効性の高い監査を実施するために、随時、内部監査室及び会計監査人との情報交換を行うと同時に、当社重要会議体の出席を通じた情報共有機会を積極的に作るよう努めています。
--

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水明	他の会社の出身者													
原澤敦美	弁護士													
熊倉安希子	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水明	○	—	企業経営等に関する幅広い知識と経験に加え、他社における監査役としての知見や経験を有しております。また、優れた人格と高い識見を持つ人物であることから、当社の監査に活かすことができ

			る人材であると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社及び当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
原澤敦美	○	—	弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、独立した立場で、監査体制の強化に資することが期待されるため、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社及び当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
熊倉安希子	○	—	公認会計士としての専門的な知識・経験等を活かし、独立した立場で、監査体制の強化に資することが期待されるため、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社及び当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策 の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当なし

ストックオプションの付与対象者	従業員、その他
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。また、社外協力者からの長期的なサポートを得るにあたり、同氏の意欲及び士気を向上させることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては事業報告において開示しております。

取締役 4名 51,600 千円

監査役 3名 11,200 千円

なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき決定し、監査役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、監査役会で協議のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社はCEO Officeが取締役会の事務局を担当し、社外取締役及び社外監査役への情報伝達、取締役会資料の事前配布、その他必要に応じて業務の補助、事務処理等のサポート業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、取締役 4 名（内、社外取締役 1 名）で構成しており、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項に関する意思決定を目的として、原則月 1 回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。なお、取締役会の議長は、定款の定めにより代表取締役 CEO 網野知博が務めており、その他の構成員は、取締役花谷慎太郎、取締役田中耕比古、社外取締役田村誠一であります。

(監査役・監査役会)

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名（いずれも社外監査役）により監査役会を設置し、原則として月 1 回これを開催するほか、必要に応じて、監査役間の協議を行い意見交換することにより、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況の把握や、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めています。なお、監査役会の議長は、監査役会規程の定めにより常勤監査役である清水明が務めており、その他の構成員は社外監査役原澤敦美、社外監査役熊倉安希子であります。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に関する適正な監視を行っております。また、内部監査室と連携して適切な監査の実施に努めています。

(営業会議)

当社は、受注予定の案件や受注済の案件の進捗状況等の情報共有及び課題の協議を図ることを目的として営業会議を設置しております。同会議は、代表取締役 CEO、取締役、常勤監査役、Division Leader、CEO Office Leader が出席し、原則として毎週 1 回開催することとしております。

(内部監査室)

当社は代表取締役 CEO 直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室長はコミュニケーション戦略室室長 鈴木大介が兼務しております。内部監査年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について当社各部署を対象に監査しております。監査結果は代表取締役 CEO に報告され、改善の必要に応じて被監査部署責任者にその指示を行い、フォローアップ監査等により改善状況のモニタリングを実施しております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

当社は、リスクマネジメント及びコンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は代表取締役 CEO、取締役、常勤監査役、Division Leader、CEO Office、経理財務部長、総務人事部長により構成され、四半期ご

とを開催することとしております。そのほか、個別課題の調査や検証のため、同委員会の構成員から選ばれた人員によって分科会を設けてこれを毎月1回開催しており、当分科会における気付事項や改善提案事項を同委員会にて報告しております。

(取締役及び監査役の責任免除)

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することを可能とするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は業務執行に対して、取締役会による監督と監査役・監査役会による監査の二重チェック機能をもつ、取締役会、監査役会設置会社制度を採用しております。加えて、社外取締役、社外監査役が取締役会に出席し独立性の高い立場から発言することによって、経営監視機能を強化しております。また、監査役、内部監査室が適宜連携し、業務執行を把握できる体制をとっており、内部の経営監視機能が充分に発揮される現体制が、コーポレート・ガバナンスの有効性を担保するために最適であると考えております。さらに、営業会議、リスク・コンプライアンス委員会といった重要性の高い会議体に監査役が出席することで経営状況のモニタリングが行われ、コーポレート・ガバナンスの有効性が一層高まるものと考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも1営業日前に株主総会招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、いわゆる株主総会の集中日にあたる期間での株主総会は想定しておりませんが、集中日以外の日に開催することを予定しておりますが、事務日程、会場の予約状況等を勘案して開催日を決定する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。
その他	該当なし

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示ポリシーを作成予定です。作成後、当社ホームページ上にて公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則第2四半期及び決算期の年2回、決算説明会を開催する予定です。説明会資料は当社ホームページに掲載予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	原則第2四半期及び決算期の年2回、決算説明会を開催する予定です。説明会資料は当社ホームページに掲載予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料をホームページ	IR情報は、当社ホームページに掲載する予定です。	

ページ掲載		
IR に関する部署(担当者)の設置	コミュニケーション戦略室を当社の IR 担当部署として設置しております。	
その他	該当なし	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	今後検討すべき課題として認識しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価頂ける企業価値の向上に積極的に貢献すること、また、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業クオリティの向上を目指しています。
その他	該当なし

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役・使用人は、社員就業規則及びコンプライアンス管理規程に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。

(2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する取り組みについて統括するとともに、取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。

(3) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

(4) 取締役・使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス管理規程が定めた通報先に報告し、またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れを無くすための仕組み（内部通報規程）により補完する。

(5) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報規程の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規程及び個人情報保護規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) DivisionLeader、部長及び室長は、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を越える事業を行う場合は、職務権限規程に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。

(2) 取締役は、起こりえる各種の事業リスクを想定し、あらかじめリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。

(3) 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務実行状況を監督する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(3) 取締役会は経営目標・予算の策定・見直しを行い、代表取締役 CEO 以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人をおくものとする。なお、使用人の指揮命令権を監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は監査役間の意見を聴取し、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会ほかの重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に拘らず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

7. 監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は監査役監査基準に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要な情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対してその説明を求めることができる。

(2) 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。

(3) 監査役は、代表取締役 CEO と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 内部監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価をうけた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応を

とる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き(第7版)」(2017年11月)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しています。当社における方針・基準等については、「社員就業規則」、「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。また、毎年当社の全ての役員、従業員を対象に反社会的勢力との関係の遮断に関する研修会を開催しております。これらのように、当社の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁を基本方針としております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

該当なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制に関する概要】

当社においては、重要な会社情報が市場の公正性と健全性及び投資家の市場への信頼の基礎となるという認識のものと、公平、均等、正確かつ迅速に提供するため、情報管理責任者を統括者として、広報・IR 室が情報開示に関する業務を担当し、適時開示マニュアルに従い、適時適切な開示を行っております。

①決定事実に関する情報

決定事実に関しては、コミュニケーション戦略室にて、取締役会への付議事項及び子会社における決定事項等の取りまとめを行い、情報管理責任者に報告のうえ、適時開示の対象となる重要事実の有無、情報開示の必要性について検討を行っております。情報開示が必要となる場合には、取締役会規程に基づき取締役会にて承認後、直ちに開示致します。

②発生事実に関する情報

発生事実に関しては、原則として情報管理責任者に情報が集約され、取締役会において開示の決定及び開示資料案の審議・承認を行うものとしておりますが、緊急を要する場合は、開示の決定を代表取締役 CEO が行うものとし、その後の取締役会において改めて決議することとしております。

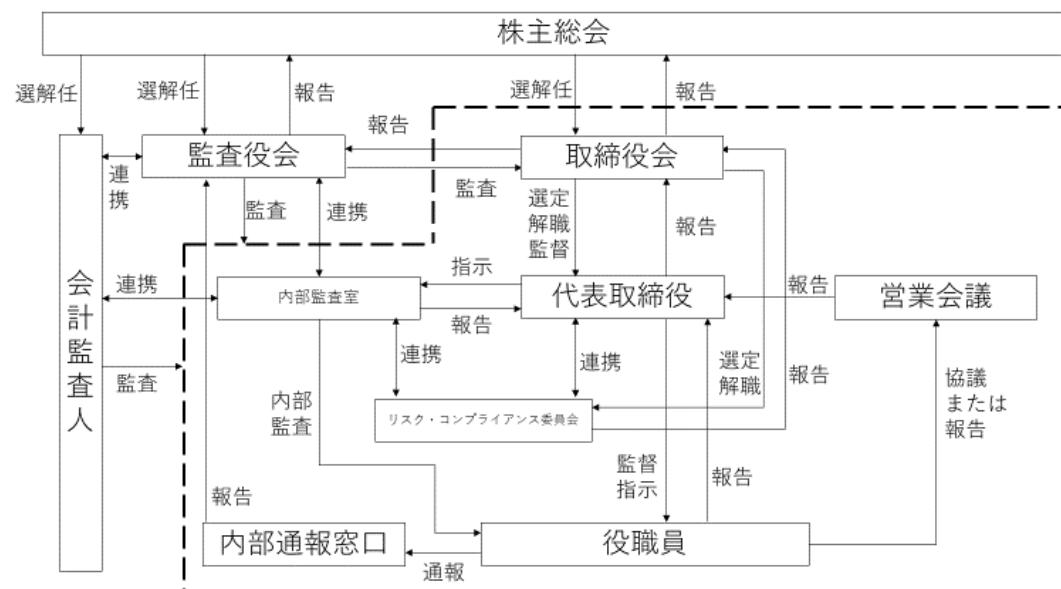
③決算情報に関する情報

決算情報については、経理財務部にて決算情報として取りまとめ、取締役会で承認された後、直ちに開示いたします。

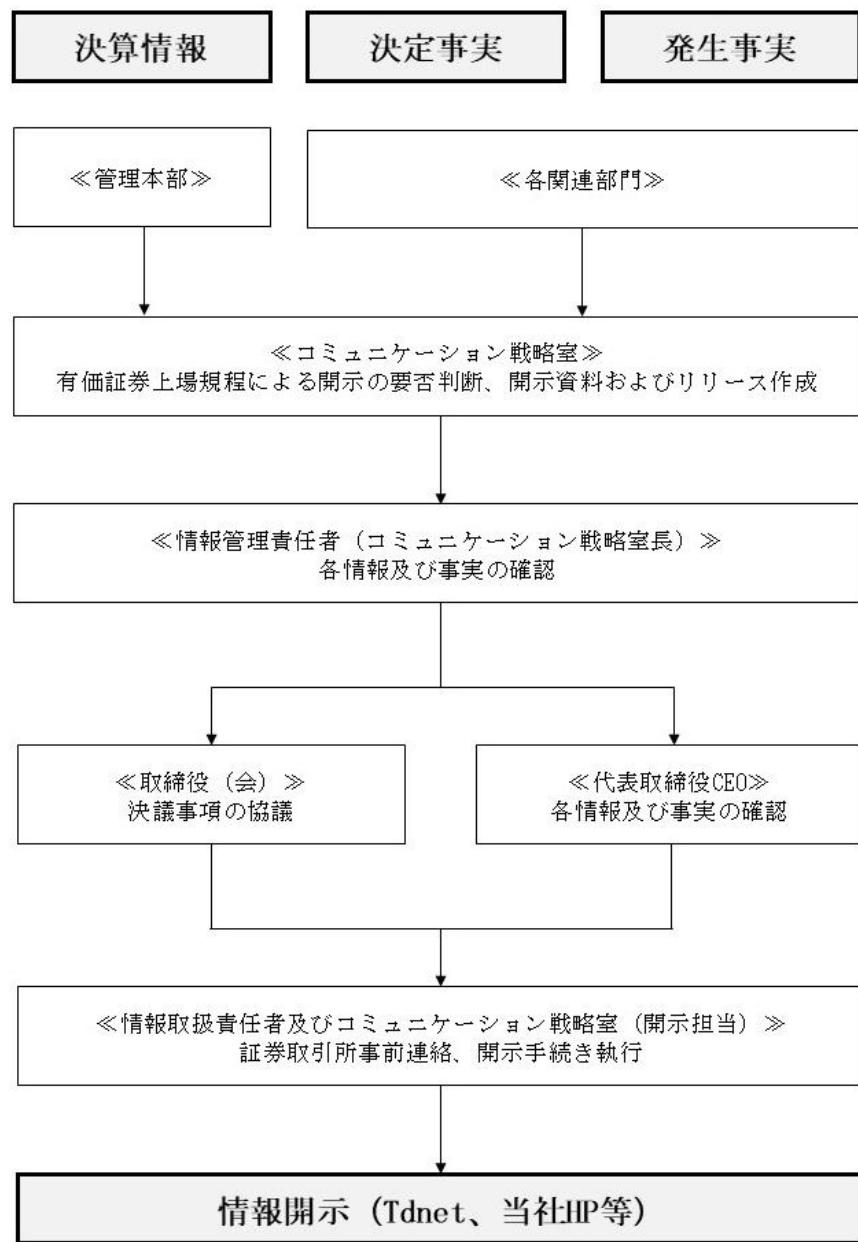
【模式図(参考資料)】

当社の会社の機関・内部統制システムの体制及び情報開示体制に関する模式図は以下の通りです。

・会社の機関・内部統制システムの体制図



・情報開示体制図



以上